

許可番号 第12420022513号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 福島県福島市下飯坂字鶴形36番地の5

氏 名 県北建設資源再生協同組合
代表理事 石河 徳雄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

福島市長 木幡 浩



許 可 の 年 月 日 令和元年9月10日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和6年9月1日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎）

(2) 産業廃棄物の種類

①木くず ②ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず ③鉋さい（土石製品製造業から排出されるものに限る。） ④がれき類
（これらのうち、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 以上4種類

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

別紙記載のとおり

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有

・ (無)

2. 事業の用に供するすべての施設

処理施設の種類	がれき類の破碎施設（政令第7条第8号の2施設） （株式会社幸袋テクノ製 ハルトパト PEH-3 125/140 ワイド）
処理する産業 廃棄物の種類	①ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず②鉋さい（土石製品製造業から排出されるものに限る。）③がれき類
処理能力	640 t/日（8時間） 80 t/時
設置年月日	平成20年5月21日
許可年月日	平成19年12月18日（許可番号 北振P第20号）
設置場所	福島県福島市下飯坂字鶴形36番地の5 外14筆

処理施設の種類	木くずの破碎施設（政令第7条第8号の2施設） （株式会社クボタ製 KT42E150-00）
処理する産業 廃棄物の種類	①木くず
処理能力	42.4 t/日（8時間） 5.3 t/時
設置年月日	平成20年5月21日
許可年月日	平成19年12月18日（許可番号 北振P第21号）
設置場所	福島県福島市下飯坂字鶴形36番地の5 外14筆



4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日	平成元年4月17日	
変更許可年月日	平成元年9月2日	
更新許可年月日	平成6年9月2日	
変更許可年月日	平成10年5月8日	(ガラスくず及び陶磁器くず並びに鉱さいの追加)
更新許可年月日	平成11年9月2日	
更新許可年月日	平成16年9月2日	
変更届出年月日	平成20年6月4日	(がれき類の破碎施設の変更)
変更許可年月日	平成20年6月16日	(木くずの追加)
更新許可年月日	平成21年9月2日	
変更届出年月日	平成24年9月3日	(代表者の変更)
更新許可年月日	平成26年10月22日	(有効期間 平成26年9月2日~平成31年9月1日)
変更届出年月日	平成29年8月28日	(代表者の変更)
みなし年月日	平成30年4月1日	(指定都市又は中核市の指定があった場合における必要な事項を定める政令第8条において準用する第2条第1項の規定による許可みなし)
更新許可年月日	令和元年9月10日	(有効期間 令和元年9月2日~令和6年9月1日)

以下余白

